

ジャマイカ知的財産庁 (J I P O) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 J M. I
様式 1 (特許出願)	附属書 J M. II
様式 8 (年金支払)	附属書 J M. III

略語のリスト

国内官庁： ジャマイカ知的財産庁 (J I P O)
P D A ： 特許意匠法 (2020年法律No. 1)

指定（又は選択）官庁 JM	ジャマイカ知的財産庁 (JIPO) 国内段階に入るための要件の概要	概要 JM
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」及び「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	JMD 4,500	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書 ² ）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、国際出願の写しが要求される。これは、出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始するよう明示的に請求する場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認める	
国内手数料	通貨：ジャマイカ・ドル (JMD) 特許： 出願手数料： ¹ …………… JMD 30,000 実用新案： 出願手数料： ¹ …………… JMD 10,000	
国内手数料の免除、減額又は払い戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 出願人が国際出願の翻訳文を、補正されたもの又は最初に提出したもの的一方のみを提出した場合、国内官庁は欠落している翻訳文を提出するよう出願人に求める。

J M	ジャマイカ知的財産庁 (J I P O) (続き)	J M
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{3, 4} 出願人が発明者でない場合には、出願人が特許を受ける権利を正当化する申立て ^{3, 4} 出願人が先の出願の出願人でない場合には、優先権を主張する資格の証拠 ^{3, 4} 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知（様式 PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類 ⁴ 出願人がジャマイカに居住していない場合には、代理人の選任 ⁵ 代理人を選任する証書（選任書又は委任状） ⁵ 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	ジャマイカに居住する自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。国内官庁は通知に応答して当該要件を満たすための手数料を定めている。手数料の額については附属書JM. Iを参照。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

JM. 01 国内段階へ移行するための様式

国内段階に移行する出願人は、様式 1 に国際出願番号を表示すべきである（附属書JM. II 参照）。この様式を使用することが強く推奨される。

PDA Sec. 32

JM. 02 手続言語

手続言語は英語である。

PDA Sec. 34(2),(3)

JM. 03 翻訳文

国内段階移行時に、公開時の国際出願の英語翻訳文を提出しなければならない。翻訳文の公開手数料の支払も要求されるが、国内段階移行後、通知から 2 箇月以内に支払うことができる。手数料の額は附属書JM. I に示されている。

JM. 04 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

JM. 05 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書JM. I に概説されている。

PDA Sec. 25(1)

JM. 06 年 金

特許付与から、国際出願日の各年の応当日に年金を支払う。年金支払には様式 8（年金支払）（附属書JM. III）を添付する。国際出願日の各年の応当日から90日経過後に年金が未払であれば、各年の応当日の90日の期間終了後、90日以内に年金が全額支払われた場合を除き、特許は効力を停止する。年金及び遅延支払手数料の額は附属書JM. I に示されている。

JM. 07 代理人の選任

出願人がジャマイカに居住していない場合には、出願人が署名した委任状（附属書JM. III）を提出することによって代理人を選任する。

PDA Sec. 18(1)

JM. 08 出願の補正

出願人は特許付与前であればいつでも、自身の出願を補正することができる。手数料の額は附属書JM. I に示されている。

PCT Art. 24(2)

JM. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

48(2)

国内段階6. 022から6. 027項を参照。

PCT Rule 82bis

JM. 10 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。

PCT Rule 49ter.2

JM. 11 優先権の回復

PDA Sec. 12.10

先の出願の優先権主張期間の終了から 2 箇月以内に国際出願を行う場合には、国内法に従い国内官庁に優先権の回復を請求可能である（国内段階6. 006から6. 011項を参照）。この請求は、故意によるものでなく、又は状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず、12箇月の優先期間内に提出されなかった旨を国内官庁が納得した場合に認められる。

PCT Rule 49.6

JM. 12 権利回復

PDA Sec. 19.4

19.5

出願人は、故意によるものでなく又は状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず、適用される期間内に第22条に規定する行為を遂行しなかった場合、権利回復を請求することができる。国内官庁は、状況において合理的である期間内に、請求拒絶の意向に対して出願人が意見を述べる機会を与えることなく、権利回復請求を拒絶してはならない。

JM. 13 実用新案

出願人が国際出願を基礎として、特許に追加して実用新案の取得を希望する場合には、P C T 第22条又は第39条(1)で規定する行為を実行する時点で、指定官庁に対してその旨を表示する。

PDA Sec. 76

JM. 14 出願変更

国際特許出願は、出願人が国内段階移行の要件を満たした後であれば実用新案出願に変更することが可能であり、その逆も認められる。変更は出願の特許付与又は拒絶前であればいつでも請求可能である。変更請求は1回に限り認められる。変更は附属書JM. I に記載されている手数料の支払を条件とする、

手 数 料

(通貨：ジャマイカ・ドル)

特 許：

出願手数料	30,000
分割出願	30,000
譲渡の登録	6,700
代理人の選任又は変更	4,500
出願人の氏名・名称又はあて名の変更	4,500
翻訳文の公開	
－ 4 頁まで	3,500
－ 4 頁を超える各頁	500
譲渡登録申請	6,700
明細書の補正	10,700
特許出願から実用新案出願への変更	5,000
優先権の回復	3,500

年 金：

－ 第1年度の応当日	2,500
－ 第2年度の応当日	4,500
－ 第3年度の応当日	5,000
－ 第4年度の応当日	6,500
－ 第5年度の応当日	9,500
－ 第6年度の応当日	11,000
－ 第7年度の応当日	13,000
－ 第8年度の応当日	16,000
－ 第9年度の応当日	19,000
－ 第10年度の応当日	24,000
－ 第11年度の応当日	25,000
－ 第12年度の応当日	26,000
－ 第13年度の応当日	27,000
－ 第14年度の応当日	31,000
－ 第15年度の応当日	37,000
－ 第16年度の応当日	42,000
－ 第17年度の応当日	65,800
－ 第18年度の応当日	75,000
－ 第19年度の応当日	100,000

年金の遅延支払..... 適用される年金の25%

実用新案出願：

出願手数料	10,000
実用新案出願から特許出願への変更	5,000

手数料の支払方法

すべての手数料は国内官庁が保有する預金口座宛に、ジャマイカ・ドル建で支払わなければならない。すべての支払には出願番号（判明していれば国内出願番号，不明であれば国際出願番号），出願人の氏名・名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

様式（附属書JM. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 JM. II 様式1（特許出願）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_jm.pdf

附属書 JM. III 様式8（年金支払）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_jm.pdf